

【すぐわかる診療報酬 2002 正誤表】

2002.6.27

頁	該当箇所	誤	正
11頁	本文7行目	健康保険法第44条第1項の 規定にする療養	健康保険法第43条ノ9 第2項に規定する療養
11頁	本文8行目	老人保健法第31条の3第1 項に規定する療養	老人保健法第30条第1 項に規定する療養
184頁	< 厚生労働大臣が 定める対象疾患 >	悪性新生物-	悪性新生物
347頁	タイトル部分	薬剤服用歴管理・指導管理 料とは	薬剤服用歴管理・指導 料とは

頁	該当箇所	誤	正
277頁	本文3行目囲み中	所定単位当たりの <u>購入価格</u> が	所定単位当たりの <u>薬価</u> が
283頁	表の注釈部分	平成2年度の処方せん料は <u>55点</u>	平成2年度の処方せん料は <u>甲表が55点、乙表が74点</u>
289頁	本文5行目	<u>点滴注射</u> の所定点数に	<u>点滴注射(悪性腫瘍に対して用いる薬剤であって細胞毒性を有するもの)、中心静脈注射、埋込型カテーテルによる中心静脈栄養</u> の所定点数に
276頁	薬剤料一覧の表	下表のように訂正(網掛け部分の横罫線を削除。点数の訂正はありません)	

薬の種類		処方料 (1処方につき)	調剤料 (1処方につき)	薬剤料 (算定単位)
外 来	内服薬	42点	9点	1剤1日分
	浸煎薬	内服薬7種類以上 は29点		1剤1日分
	屯服薬		1回分	
	外用薬		6点	1調剤分
	麻薬・毒薬・向精神薬加算	1点	1点	1処方につき
	乳幼児加算	3点	3歳未満の乳幼児の場合に加算	
	特定疾患処方管理加算	15点	月2回まで	
入 院	内服薬	算定不可 入院基本料 に包括	7点 (1日につき)	1剤1日分
	浸煎薬			1剤1日分
	屯服薬			1回分
	外用薬		1調剤分	
	麻薬・毒薬・向精神薬加算		1点(1日につき)	

頁	該当箇所	誤	正		
9頁	表中下から4段目、「180日超入院患者の保険給付範囲の見直し」の欄	なお、 <u>有床診療所療養病床入院基本料</u> は対象から除外。	なお、 <u>有床診療所入院基本料</u> は対象から除外。		
72頁	本文8行目	(従来の「 <u>複雑</u> 」に類似する)	(従来の「 <u>簡単</u> 」に類似する)		
94頁	表中	<table border="1"> <tr> <td>正看比率</td> </tr> <tr> <td>20%以上</td> </tr> </table>	正看比率	20%以上	削除
正看比率					
20%以上					

【すぐわかる診療報酬 2002 正誤表】

2003.1.20

頁	該当箇所	誤	正
148頁	本文3行目	入院患者数の概ね8割以上を占める病棟（一般病棟、 <u>精神病棟</u> ）を対象とした	入院患者数の概ね8割以上を占める病棟（一般病棟、 <u>療養病棟</u> ）を対象とした
153頁	<精神療養病棟の主な施設基準等>の表中、「精神療養病棟入院料2」の「患者：看護要員(正+准+補)」の欄	5：1以上	規定なし